

## 第5章 取組みの基本的方向性

### 1 めざす姿

空き家等の増加は、「周辺の住環境」だけでなく、「地域コミュニティへの活力」、「地域の魅力」に大きな影響を与えます。

また、地域コミュニティの活力や地域の魅力が低下することにより、住民が転居するなど、更なる空き家等を増加させる「負の連鎖」が起きる可能性もあります。

そこで、総合的な空き家等対策を進めることで「快適な住環境の確保」、「地域共生の充実」、「まちの魅力の向上」を促進します。

### 2 基本方針と考え方

めざす姿を実現するためには、居住中から空き家等状態までのそれぞれの段階に応じた効果的な対策が必要となることから、次の3つを基本方針として定めます。

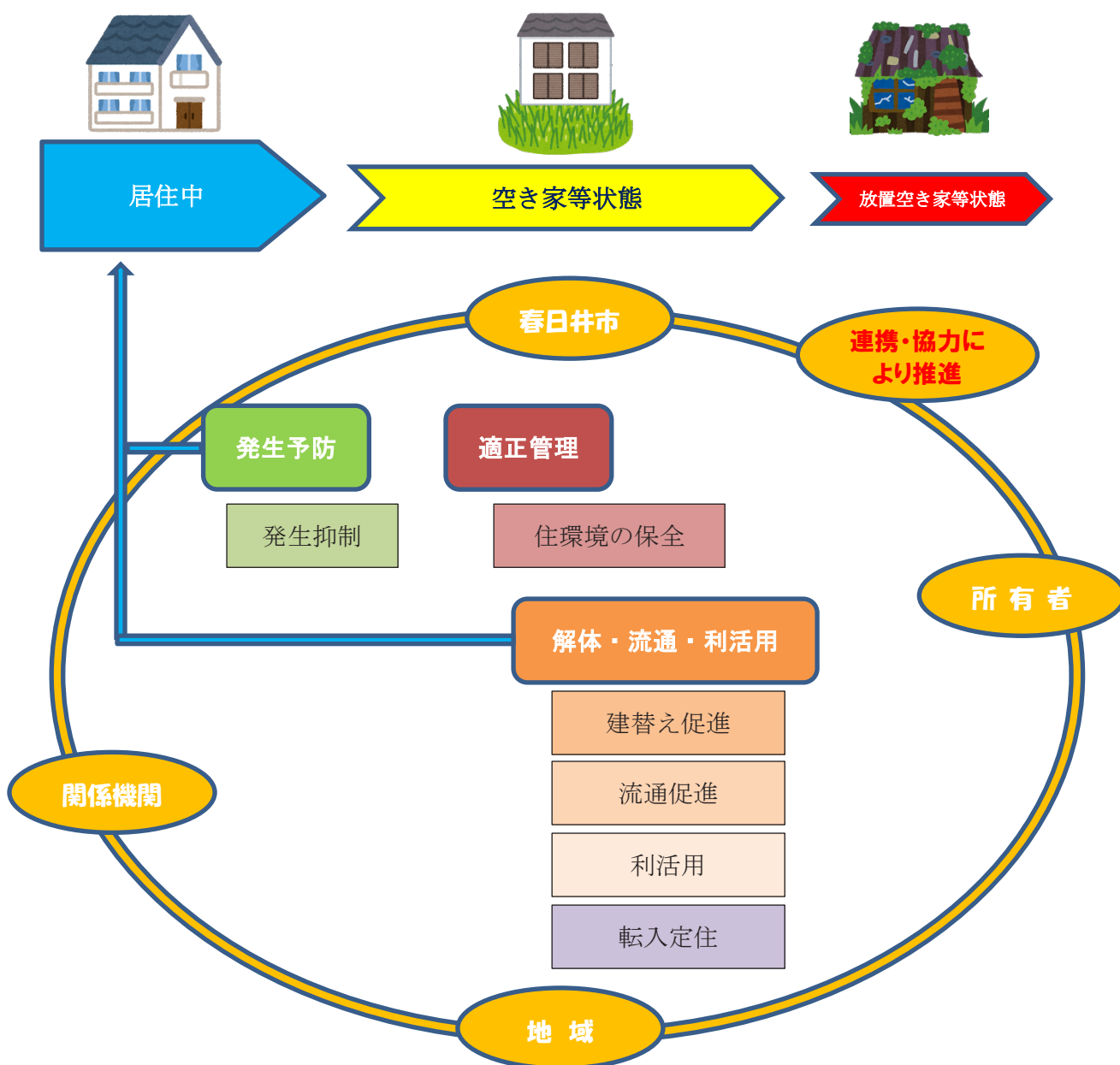
また、「空き家等所有者」、「地域」、「関係機関」との連携・協力を取組みの考え方に位置づけ、空き家等対策を進めていくことにより、放置空き家等の減少を図ります。

<p>基本方針</p>	<p><b>1 発生予防</b></p> <p>空き家等の発生前からの周知啓発を推進することにより、空き家等の発生の減少を図ります。</p>	<p><b>2 適正管理</b></p> <p>空き家等の適正管理を促進することにより、周辺に悪影響を及ぼす放置空き家等の減少を図ります。</p>	<p><b>3 解体・流通・利活用</b></p> <p>空き家等の解体・流通・利活用を促進することにより、空き家等の減少を図ります。</p>
<p>考え方</p>	<p><b>【所有者による管理】</b>                      空き家等は、所有者の財産であることから、所有者自らがその責任のもと適切に管理するよう、取組みを推進します。</p> <p><b>【地域との協働（区町内会、住民）】</b>                      住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためには、本市と市民が連携・協力することが必要となります。</p> <p>また、空き家等の問題は、地域住民に密接に関わるものであることから、協働して取組みを推進します。</p> <p><b>【関係機関との連携】</b>                      空き家等の問題は、複雑・多岐に渡ることから、関係機関の専門的な知識や経験を活用し、連携して取組みを推進します。</p>		

### 3 基本施策

取組みの基本的な柱として6つの施策を定め、関連する具体的取組みを行います。

1 発生抑制	空き家等の増加させないよう、発生抑制を進めます。
2 住環境の保全	市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住環境の保全を進めます。
3 建替え促進	危険な空き家等を減少させるよう、解体や建替えを進めます。
4 流通促進	空き家等を減少させるよう、流通の活性化を進めます。
5 利活用	地域の方が利用できるよう、新しい用途での利活用を進めます。
6 転入定住	地域の活性化が図れるよう、転入定住を進めます。



## 4 数値目標

取組みの達成状況を明確に確認できるよう、数値目標として「成果目標」と「取組み目標」を設定します。

### (1) 成果目標

成果目標については、本市が様々な空き家等対策に取り組むことにより、増加が懸念されている空き家等のうち、特に問題が発生しやすい使用目的が明確でない2025年度（令和7年度）における「その他の住宅」の割合を現状維持します。

項目	目標値 (2025年度)
その他の住宅の割合（住宅土地統計調査）	4.66 %

※ 所有者の意向が確認できている空き家等は、その他の住宅から除きます。

### (2) 取組み目標

取組み目標については、成果目標を達成し、めざす姿を実現するため、取組みの柱とした「発生抑制」、「住環境の保全」、「建替え促進」、「流通促進」、「利活用」、「転入定住」のそれぞれに目標を設定し、達成状況の可視化を図ります。

なお、目標値は、2021年度（令和3年度）から2025年度までの累計値とします。

項目	主な関連施策	目標値（累計） (2021～2025年度)
1 参加人数 空き家等セミナー 相談会	発生抑制	500 人 250 組
2 特定空家等の数 (認定後2年以上経過したもの)	住環境の保全	0 件
3 分譲マンション 管理セミナー 相談会		250 人 50 組
4 解体補助金の交付件数	建替え促進	400 件
5 空き家等の情報を関係機関等に提供することに 同意した所有者数	流通促進	200 人
6 地域コミュニティ等へ利活用した空き家等数	利活用	5 件
7 購入補助金の交付件数	転入定住	150 件

※ 2023年（令和5年）の住宅土地統計調査の結果により、取組みの進捗状況を把握し、その後の取組みについて再度検証します。